

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

概要

令和7年10月1日に児童福祉法等が改正され、保育所等の職員による虐待について下記の規定が設けられました。

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ・都道府県による虐待の状況等の公表
- ・国による調査研究 等

対象施設等

通報を受けた都道府県又は市町村は、通報に係るこどもが虐待を受けたと認める場合において、虐待の防止又は子どもの保護のために必要があると認めるときは、「所管行政庁」に対して、速やかにその旨を通知する必要があります。

※保育所・認可外保育施設について、所管行政庁は都道府県知事となっていますが、本町は大阪府より事務移譲を受けていることから、北摂2市2町で構成される広域児童育成課が所管行政庁となります。

施設・事業	所管行政庁	
保育所		
幼保連携型認定こども園（※1・2）		
一時預かり事業	都道府県知事（※3）	
病児保育事業		
認可外保育施設		
地域型保育事業 (家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)	市町村長	
乳児等通園支援事業		
幼稚園等（※2・4）	公立	都道府県の教育委員会
	私立	都道府県知事

（※1）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、保育所型は保育所、幼稚園型は幼稚園、地方裁量型は認可外保育施設として虐待に係る対応を行う。

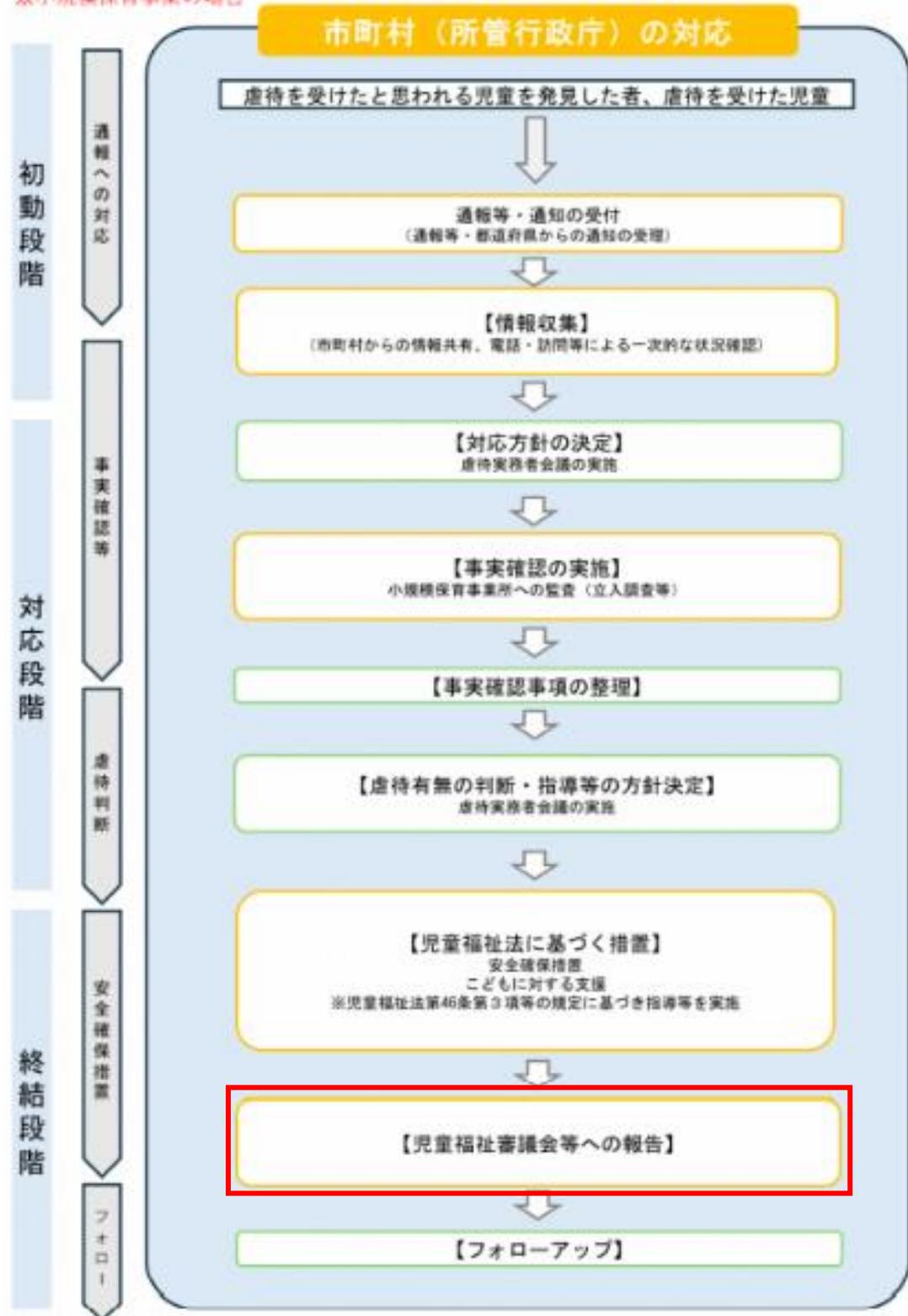
（※2）国立大学法人が設置する幼保連携型認定こども園及び幼稚園等については国立大学法人の長、国立大学法人以外が設置する国立の幼保連携型認定こども園についてはこども家庭庁長官及び文部科学大臣、国立大学法人以外が設置する国立の幼稚園等については文部科学大臣が所管行政庁となる。

（※3）指定都市・中核市・児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が指導監督を行う施設・事業所については、指定都市等が所管行政庁となる。

（※4）構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項又は第13条第1項の特例により学校設置会社又は学校設置非営利法人が設置する幼稚園等については、これらの規定に基づき認定を受けた地方公共団体の長が所管行政庁となる。

■虐待対応の全体像（例：小規模保育事業の場合）

※小規模保育事業の場合



児童福祉審議会への報告

所管行政庁は、保育所等において発生した虐待に関する事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合には、都道府県児童福祉審議会や市町村児童福祉審議会に報告しなければならないとされています。

能勢町子ども・子育て会議設置条例（平成 25 年条例第 32 号）第 1 条において、本会議は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく市町村児童福祉審議会として位置付けており、保育所等における虐待が発生したときは、本会議において以下の事項について報告を行うこととなります。

報告事項
①通報等がなされた保育所等の情報（名称、所在地、施設種別等）
②虐待を受けた（又は受けたと思われる）子どもの状況（性別、年齢、その他心身の状況）
③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
④虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
⑤所管行政庁において行った対応の内容
⑥虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容